

石岡市男女共同参画基本計画に基づく

実施計画(案)

(平成25年度～平成29年度)



石岡市

目 次

I 計画の概要

| | | |
|----------------|-------|-----|
| 1 策定の趣旨 | | p 1 |
| 2 計画の期間 | | p 1 |
| 3 前期実施計画の取組と課題 | | p 2 |
| 4 策定の方針 | | p 2 |
| 5 成果指標と目標値 | | p 4 |
| 6 計画の推進 | | p 6 |

II 計画の体系

| | | |
|--------|-------|-----|
| 計画の体系図 | | p 8 |
|--------|-------|-----|

| | | |
|--|-------|-----|
| 基本目標1 男女の人権の尊重と正しい男女共同参画理念の普及啓発 | | p10 |
| 1－1 男女共同参画に対する正しい理解の浸透、普及啓発 | | |
| 1－2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 | | |
| 1－3 女性に対するあらゆる暴力の根絶 | | |
| 基本目標2 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行等の見直し | | p15 |
| 2－1 社会活動の自由な選択に影響を与える社会制度や慣行の見直し | | |
| 2－2 メディアにおける男女共同参画の推進 | | |
| 基本目標3 あらゆる分野における政策・方針決定過程への共同参画 | | p17 |
| 3－1 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | | |
| 3－2 あらゆる分野における女性の参画拡大（女性のチャレンジ支援） | | |
| 基本目標4 職場での平等、家庭や地域での生活と仕事の両立 | | p19 |
| 4－1 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援 | | |
| 4－2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 | | |
| 4－3 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備 | | |
| 4－4 生涯を通じた女性の健康支援 | | |
| 基本目標5 国際的な視野に立った男女共同参画の推進 | | p30 |
| 5－1 男女共同参画社会実現に向けた国際的協調の推進 | | |
| 5－2 外国籍市民との交流・共生の推進 | | |

I 計画の概要

1 策定の趣旨

本市では、男女が互いの人権を尊重し喜びと責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会実現のため、平成18年4月に「石岡市男女共同参画条例」を施行しました。

また、男女共同参画を推進するための基本指針として、平成20年3月に「石岡市男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」）を策定し、5つの基本目標を定めました。

さらに、基本計画に基づく取り組みを実効性のあるものとするため、基本計画の計画期間10年間のうち、平成20年度から平成24年度までの前期5年間の具体的な施策を取りまとめた前期実施計画を策定し、基本目標ごとに達成状況を評価するための成果指標と目標値を定め、事業を推進してきました。

しかし、前期実施計画における目標値は7つのうち6つが未達成であり、また若い世代への普及・啓発活動の強化、仕事と家庭・地域生活の両立支援、政策・方針決定過程への女性の参画拡大等の課題が残りました。

一方、現在の厳しい経済状況や少子高齢化社会の進行等、社会経済状況が急激に変化するなか、社会の活力を取り戻すためとして、男女共同参画社会の実現が、より重要なになってきています。

本市では、前期実施計画の課題に取組み、石岡市男女共同参画基本計画の推進を図るため、平成25年度から平成29年度までの取組むべき施策として、後期実施計画を策定するものです。

2 計画の期間

後期実施計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。



3 前期実施計画の取組と課題

前期実施計画では、基本計画で定めた基本目標を達成するため、基本目標ごとに事業を具体化し、男女共同参画セミナーや女性のための困りごと相談を始め、各担当課において130事業（平成24年時点）を実施しました。

しかし、前期実施計画の目標達成状況や、市民の男女共同参画に対する意識を調査することを目的として実施した「平成23年度石岡市男女共同参画市民意識調査」（以下、「市民意識調査」）では、7つの目標値のうち、6つが未達成でした。

特に「あらゆる分野における政策・方針決定過程への共同参画」や「職場での平等、家庭や地域での生活と仕事の両立」の2つの分野における目標値は、前期実施計画前よりも悪化していました。

また、市民意識調査からは、「男女共同参画社会に対する認知度の不足」「社会通念・慣習・しきたりへの改善の要望」「仕事と家庭の両立支援への要望」といった特徴が見られました。

このため、前期実施計画の課題として、「若い世代への普及・啓発活動の強化」「仕事と家庭・地域生活の両立支援」「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」が残りました。

4 策定の方針

後期実施計画は、引き続き基本計画における基本理念の基に策定します。同時に、前期実施計画における課題の解消と市民意識調査による市民のニーズを取り入れるため、以下の方針を定め、策定にあたりました。

（1）普及・啓発活動の強化

市民意識調査の結果では、男女共同参画に対する意識について改善は見られるものの、「男女の固定的役割分担意識を持たない市民の割合」等の目標値を達成していない状況にあります。また、「男女共同参画」という概念についても理解は少なく、市の事業についても認知が乏しいとの結果が出ています。

このような状況を改善するためにも、普及・啓発活動について、より強化するものとし、あわせて外部への情報発信の強化も行います。

(2) 小中学生など若い世代への啓発等の強化

意識改善のために啓発活動は重要ですが、一旦身に付いた習慣や感性を改善することは容易ではありません。それらが身に着く前の若い世代への啓発・教育を行うことにより、より効果的に男女共同参画に関する意識づくりを行うことができます。

そのため、小中学生を対象とした講座の開催や、若い世代が集う場での男女共同参画パンフレットの配布等、啓発・教育活動の強化を行います。

(3) 就労している方へのサポート体制の強化

前期実施計画に定められた指標「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させている市民の割合」は、目標値を大きく下回っている状況にありますが、原因としては、雇用状況の悪化等により、「仕事」を優先せざるを得ない状況があると考えられます。

市民意識調査の結果でも、「仕事と家庭の両立支援」のニーズがあることから、仕事と家庭の両立のため、就労している方へのサポート体制の強化を行います。

(4) 市の審議会等における女性委員の登用率の向上

前期実施計画に定められた成果指標「市の審議会等における女性委員の占める割合」「市の役職者に占める女性の割合」は、目標値を下回っている状況にあります。

一方、先の東日本大震災への対応等、政策の場に女性の意見を取り入れることの重要性が改めて認識されました。

そのため、登用率の向上について、より推進するものとします。

5 成果指標と目標値

後期実施計画 5 年間における成果指標と目標値は、前期実施計画における 7 つの成果指標と目標値を継続します。また、策定方針に基づく新たな成果指標を追加し、計画の達成度を評価します。

(1) 男女の人権の尊重と正しい男女共同参画理念の普及啓発

| 指標名 | H24 前期目標値 | H23 実績値 | 目標の方向 | H29 後期目標値 |
|------------------------|--------------|------------------|-------|--------------|
| 男女の固定的役割分担意識を持たない市民の割合 | 55.0% | 46.6% | | 55.0% |
| 女性相談窓口の相談件数（年） ※ | — (6 時間) | 58 件 (3.8 時間) | | 70 件 |
| 小中学生向け出前講座の開催数（年）（新規） | — | 0 回 | | 3 回 |

※前期実施計画では開設時間を指標としていたが、件数（年）に変更。

(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行等の見直し

| 指標名 | H24 前期目標値 | H23 実績値 | 目標の方向 | H29 後期目標値 |
|--|--------------|---------------------|-------|--------------|
| 社会通念・慣習・しきたりなどの分野での「男性の方が優遇されている」と感じている市民の割合 | 50.0% | 63.2% | | 50.0% |
| 「男女共同参画社会」という用語の周知度（新規） | — | 64.6% (H21 国の実績) | | 80.0% |

(3) あらゆる分野における政策・方針決定過程への共同参画

| 指標名 | H24 前期目標値 | H23 実績値 | 目標の方向 | H29 後期目標値 |
|--------------------------|--------------|------------|-------|--------------|
| 市の審議会等における女性委員の占める割合 | 30.0% | 13.1% | ↗ | 30.0% |
| 市の役職者（係長以上）に占める女性の割合 | 30.0% | 15.9% | ↗ | 30.0% |
| 「石岡市男女共同参画人材名簿」の登録者数（新規） | — | 5人 | ↗ | 30.0人 |

(4) 職場での平等、家庭や地域での生活と仕事の両立

| 指標名 | H24 前期目標値 | H23 実績値 | 目標の方向 | H29 後期目標値 |
|----------------------------------|--------------|-------------------------|-------|-------------------------|
| 家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させている市民の割合 | 50.0% | 14.4% | ↗ | 30.0% |
| 市男性職員の育児休暇取得率（新規） | — | 4.5% | ↗ | 10.0% |
| がん検診受診率（新規） | — | 子宮がん 10.0% 乳がん 10.7% | ↗ | 子宮がん 20.0% 乳がん 20.0% |

(5) 國際的な視野に立った男女共同参画の推進

| 指標名 | H24 前期目標値 | H23 実績値 | 目標の方向 | H29 後期目標値 |
|------------|--------------|------------|-------|--------------|
| 国際交流活動参加者数 | 400人 | 1,000人 | ➡ | 1,000人 |

6 計画の推進

(1) 推進体制の充実

ア 石岡市男女共同参画審議会

公募を含む委員で構成し、基本計画に関する事項や、その他の男女共同参画の推進に関する重要事項を審議します。

イ 男女共同参画推進連絡会議

庁内関係各課の連携を図るため、庁内連絡組織「男女共同参画推進連絡会議」において、施策の推進と総合調整を行います。

ウ 市民との協働

男女共同参画社会の実現をめざすためには、市民一人ひとりが男女共同参画の理念を理解し、それぞれの生活の中で考え、行動することが重要です。市の取り組みを市民と行政が連携して推進するために、活動の中心となる人材や団体の育成・支援に努め、ネットワークを強化します。

(2) 計画の進行管理

計画を着実に実行していくため、石岡市男女共同参画審議会において毎年度進捗状況を調査・確認します。また、進捗状況等を踏まえ、事業内容の見直しを行います。

推進体制

石岡市男女共同参画条例 石岡市男女共同参画基本計画

石岡市男女共同参画審議会

根拠
委員
任期
内容

石岡市男女共同参画条例第17条
15名（公募含む）
2年

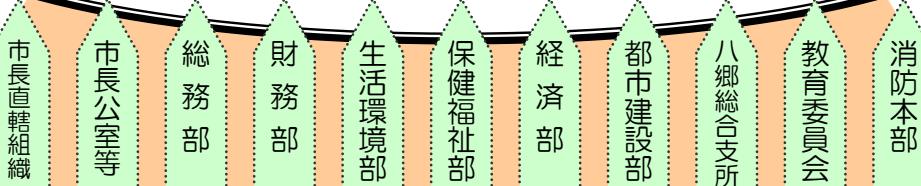
- ・基本計画に関する事項、その他男女共同参画の推進に関する重要事項を審議する。
- ・男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し、市長に対して意見を述べる。

男女共同参画推進連絡会議 (庁内連携組織)

内容

- ・施策の推進、総合調整ほか

*必要に応じて、分科会を設置。



実施計画（5年間）

- 普及・啓発事業 調査・研究事業
人材育成事業等 相談事業

女性問題支援ネットワーク会議

メンバー…市関係各課・女性相談員・石岡警察署生活安全課
内容

女性問題全般の総合調整及びDV等に関する相談・保護・自立支援等

女性相談員協議会 (女性相談員の連携組織)

内容

女性問題の相談・支援・研究

II 計画の体系

計画の体系図

基本目標

1

男女の人権の尊重と
正しい男女共同参画理念の普及啓発

基本施策

1-1

男女共同参画に対する正しい理解の
浸透、普及啓発

1-2

男女共同参画を推進し多様な選択を
可能にする教育・学習の充実

1-3

女性に対するあらゆる暴力の根絶

2

男女共同参画の視点に立った
社会制度や慣行等の見直し

2-1

社会活動の自由な選択に影響を与える
社会制度や慣行の見直し

2-2

メディアにおける男女共同参画の推進

3

あらゆる分野における
政策・方針決定過程への共同参画

3-1

市の政策・方針決定過程への女性の
参画拡大

3-2

あらゆる分野における女性の参画拡大
(女性のチャレンジ支援)

4

職場での平等、家庭や地域での
生活と仕事の両立

4-1

男女の職業生活と家庭・地域生活の
両立の支援

4-2

雇用等の分野における男女の均等な
機会と待遇の確保

4-3

高齢者等が安心して暮らせる条件の
整備

4-4

生涯を通じた女性の健康支援

5

国際的な視野に立った
男女共同参画の推進

5-1

男女共同参画社会実現に向けた
国際的協調の推進

5-2

外国籍市民との交流・共生の推進

施策の展開方向

- 1-1
 - 男女共同参画に関する情報の提供、理念の普及
 - 多様な媒体を通じた情報提供・啓発
 - 地域に根ざした啓発活動（市民との協働）
 - 男女がともに理解し合う社会
- 1-2
 - 学校教育における教育・学習の充実
 - 家庭や地域における教育・学習の充実
 - 女性のエンパワーメント、学習機会の充実
- 1-3
 - 女性の人権尊重のための啓発
 - 適切な情報提供・相談機能の充実
 - DV等被害女性の保護と自立支援
 - 適切な相談対応のための調査・研究
- 2-1
 - 地域や家庭等での慣行の見直し
 - 苦情等相談窓口の充実
 - 社会制度等の見直しに係る情報の提供
- 2-2
 - メディアを活用した男女共同参画の推進
 - 青少年等に影響を及ぼすメディア環境の整備
 - メディアを読み解く能力の向上
- 3-1
 - 審議会・委員会等への女性の参画促進
 - 女性の登用・人材育成
 - 女性の人材情報の収集・提供
- 3-2
 - チャレンジ支援のための情報収集・提供
 - チャレンジする人への相談機能の充実
 - チャレンジモデルの提供
- 4-1
 - 仕事と生活の調和に関する意識啓発の促進
 - 仕事と子育て・介護等との両立支援策の推進
 - 地域活動への男女共同参画の促進
- 4-2
 - 男女雇用機会均等の推進
 - ポジティブ・アクションの推進
 - 女性の能力発揮、再就職支援
- 4-3
 - 介護保険制度等の適切な運用
 - 高齢者・障害者の自立した生活の支援
 - 高齢者虐待の防止
- 4-4
 - 女性の健康管理・保持増進
 - 妊娠・出産等に関する健康支援
 - 性感染症の予防等に対する知識の普及・教育
- 5-1
 - 国際的動向の把握と情報提供
 - 国際的動向を踏まえた施策の展開
- 5-2
 - 国際交流の推進
 - 国際理解教育の推進
 - 外国人が暮らしやすい環境の整備

基本目標1 男女の人権の尊重と正しい男女共同参画理念の普及啓発

1－1 男女共同参画に対する正しい理解の浸透、普及啓発

施策の展開方向

- 1 男女共同参画に関する情報の提供、理念の普及
- 2 多様な媒体を通じた情報提供・啓発
- 3 地域に根ざした啓発活動（市民との協働）
- 4 男女がともに理解し合う社会

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|--------------|---|---------------|
| 若者に対する啓発事業 | 男女共同参画パンフレットの配布等、若者に対する広報活動を重点的に実施する。 | 政策企画課 |
| 男女共同参画セミナー | 市民を対象に、各分野から男女共同参画推進のテーマに沿った講師を招き、セミナーを開催する。 | 政策企画課 |
| 広報誌による啓発 | 毎月1回、市の広報誌「広報いしおか」に「ハーモニーコーナー」を設け、男女共同参画に関することや、市の施策、国・県事業の情報を提供する。 | 政策企画課 |
| 国・県の啓発事業との連携 | 国の「男女共同参画週間」、県の「男女共同参画推進月間」にあわせ、集中的に啓発活動を行う。 | 政策企画課 |
| 各種事業との連携 | 市主催で行われる市民参加のイベントや事業と連携し、効果的な普及啓発を図る。 | 政策企画課 関係各課 |
| チャレンジ支援 | 女性の様々な分野へのチャレンジに対する支援について、情報の提供や、身近な事例の収集・紹介により、意識啓発に努めるとともに、県女性プラザ男女共同参画支援室や（財）21世紀職業財団等の関係機関と連携し、相談体制を整備する。 | 政策企画課 |

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|---------------|--|-------|
| 教育講演会 | 講師を招き講演会をもつ。市内全教職員に、今後の教育の方向性を探り、よりよい教育活動の推進について啓発する。 | 教育総務課 |
| 計画訪問での人権教育の啓発 | 市内 26 校（園）に計画的に訪問し、教育的な課題・目標等を聞くとともに、授業参観をする。教育全般について、指導・助言を与える。 | 教育総務課 |
| 人権教育講演会 | 講師を招き講演会をもつ。市内全教職員に、人権教育の推進について啓発する。 | 教育総務課 |

1－2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策の展開方向

- 1 学校教育における教育・学習の充実
- 2 家庭や地域における教育・学習の充実
- 3 女性のエンパワーメント、学習機会の充実

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|-----------------------|---|-------|
| 小中学校への出前講座 | 小中学生に対し、男女共同参画についての出前講座を行う。 | 政策企画課 |
| 家庭教育学級 | 市内各保育園、幼稚園、小・中学校で保護者対象に、家庭教育に関する学習情報の提供とその啓発を図るため、各学校等の企画により開催し、年1回、生涯学習の集いにて体験発表等を開催する。 | 生涯学習課 |
| 生涯学習の集い | 生涯学習の一環である家庭教育学級の体験発表、紀行文集の発行、記念講演等を行い、市民の生涯学習の理解を深め、学習意欲の高揚を図る。 | 生涯学習課 |
| 学校いきいきプラン推進事業 | 多様な経験を有する社会人を講師とした学習活動の他、体験学習や地域の人たちとの交流を通じて、児童の生きる力を育成する。各学校において事業計画に基づき事業を実施する。(講師を招へいしての特別授業、校外指導、社会科見学、各種体験学習等) | 教育総務課 |
| 心の教育の推進 | 道徳教育・特別活動・総合的な学習の時間を中心に、各校で、心の教育を重点目標として推進する。 | 教育総務課 |
| 薬物乱用防止教室 | 講師を招き、中学生全員に、薬物乱用防止について講演する。 | 教育総務課 |
| 【再掲】 教育講演会 | 講師を招き講演会をもつ。市内全教職員に、今後の教育の方向性を探り、よりよい教育活動の推進について啓発する。 | 教育総務課 |
| 【再掲】 計画訪問での人権教育の啓発 | 市内 26 校(園)に計画的に訪問し、教育的な課題・目標等を聞くとともに、授業参観をする。教育全般について、指導・助言を与える。 | 教育総務課 |
| 【再掲】 人権教育講演会 | 講師を招き講演会をもつ。市内全教職員に、人権教育の推進について啓発する。 | 教育総務課 |

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|-------------------------|---|----------------|
| 石岡市食生活改善事業 | 石岡地区、八郷地区の食生活改善推進員が市から委託をうけ、消費生活展、良い食生活をすすめるためのグループ講習会、茨城の郷土料理普及、親子の食育教室等の活動を行う。 | 健康増進課 |
| 放課後児童対策事業 | 両親が共働きなどで、下校後家庭に家族がない児童について、単なる遊び場や生活の場ではなく、児童の健全育成を図るため児童クラブを開設する。 | 生涯学習課 |
| 【再掲】 男女共同参画セミナー | 市民を対象に、各分野から男女共同参画推進のテーマに沿った講師を招き、セミナーを開催する。 | 政策企画課 |
| 出前講座 | 各種団体やグループ等が行う学習会等で、職員が男女共同参画について説明する。 | 政策企画課 生涯学習課 |
| 県海外派遣事業「ハーモニーフライト」参加者募集 | 県が主催する、人材育成を目的とした女性の海外派遣事業に参加する市民を募集する。 | 政策企画課 |
| 【再掲】 チャレンジ支援 | 女性の様々な分野へのチャレンジに対する支援について、情報の提供や、身近な事例の収集・紹介により、意識啓発に努めるとともに、県女性プラザ男女共同参画支援室や(財)21世紀職業財団等の関係機関と連携し、相談体制を整備する。 | 政策企画課 |

1－3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の展開方向

- 1 女性の人権尊重のための啓発
- 2 適切な情報提供・相談機能の充実
- 3 DV 等被害女性の保護と自立支援
- 4 適切な相談対応のための調査・研究

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----------------|---|--|
| 相談窓口の周知 | 「広報いしおか」や市のホームページで各種相談窓口の周知に努める。 | 政策企画課 健康増進課 こども福祉課 社会福祉課 秘書広聴課 |
| 国事業との連携 | 毎年11月に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせ、意識の啓発を行い、女性の暴力の問題に関する取組みの強化に努める。 | 政策企画課 |
| ハラスメント防止研修 | 管理監督者等職員を対象とした、セクハラ・パワハラなどのハラスメント防止のための研修を定期的に実施する。 | 総務課 |
| 女性問題支援ネットワーク会議 | 市関係各課及び関係機関が連携し、DV問題等について、総合的かつ計画的な解決支援を行う。 | 政策企画課 |
| 女性相談員協議会 | 「女性のための困りごと相談」において、相談者に対し適切に対応するため、情報の把握に努めるとともに、相談事案の調査・研究を行う。 | 政策企画課 |
| 女性のための困りごと相談 | 女性相談員が、DVや離婚・子育てなどの家庭内の悩みを中心には、さまざまな困りごとの相談を受ける。 | 政策企画課 |
| 関係機関との連携強化 | 要保護児童対策事業や母子保健事業との連携を強化することにより、早期の発見、対応に努める。 | 政策企画課 健康増進課 こども福祉課 |
| 法律相談 | 弁護士が、相続・離婚・金銭貸借などの民事案件について相談に応じる。 | 秘書広聴課 |
| 子育て支援短期利用事業 | 緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、施設などで一定期間養育・保護を行う。 | こども福祉課 |

基本目標2 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行等の見直し

2-1 社会活動の自由な選択に影響を与える社会制度や慣行の見直し

施策の展開方向

- 1 地域や家庭等での慣行の見直し
- 2 苦情等相談窓口の充実
- 3 社会制度等の見直しに係る情報の提供

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----------------------|---|--|
| 石岡市地域女性団体連絡協議会補助 | 石岡市地域女性団体連絡協議会が行う、女性団体の向上発展に必要な調査研究、女性の教養文化・福祉活動の推進、講習会・研修会等の事業に対し補助する。 | 生涯学習課 |
| 家族経営協定の推進 | 女性や後継者が共同経営者として農業経営に参画するため、5組の家族経営協定を目標として、調印に向けた取組を推進する。 | 農政課 |
| 【再掲】 相談窓口の周知 | 「広報いしおか」や市のホームページで各種相談窓口の周知に努める。 | 政策企画課 健康増進課 こども福祉課 社会福祉課 秘書広聴課 |
| 【再掲】 女性のための困りごと相談 | 女性相談員が、DVや離婚・子育てなどの家庭内の悩みを中心に、さまざまな困りごとの相談を受ける。 | 政策企画課 |
| 【再掲】 広報紙による啓発 | 毎月1回、市の広報誌「広報いしおか」に「ハーモニーコーナー」を設け、男女共同参画に関することや、市の施策、国・県事業の情報を提供する。 | 政策企画課 |

2-2 メディアにおける男女共同参画の推進

施策の展開方向

- 1 メディアを活用した男女共同参画の推進
- 2 青少年等に影響を及ぼすメディア環境の整備
- 3 メディアを読み解く能力の向上

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|------------------------|---|-------|
| 多様な受け手を意識した 公的広報の表現 | 「広報いしおか」など公的広報について、性別に基づく固定観念にとらわれず、また、高齢者や年少者など多様な受け手を意識し、共感が得られる表現を行う。 | 秘書広聴課 |
| 青少年を育てる石岡市民 の会補助 | かけがえのない社会の一員である青少年が心身ともに健やかに成長することを願い、青少年の健全な育成の推進を市民ぐるみの運動として展開することを目的とする。 | 生涯学習課 |
| 石岡市青少年相談員協議 会補助 | 青少年相談員の活動に関する研究と資質の向上に努めるとともに、相談員相互の連絡及び非行防止に寄与する。 | 生涯学習課 |
| I C T研修講座 | 管理職をはじめ、教職員一人ひとりのP Cの活用能力の向上を図るとともに、各校のリーダーを養成する。全校の、校長、教頭、数人の教諭に対して実施する。 | 教育総務課 |
| 環境浄化活動 | 青少年が暴力情報、性的情報等の違法・有害情報を容易に入手することがないよう、事業者への働きかけと啓発活動を推進する。 | 生涯学習課 |

基本目標3 あらゆる分野における政策・方針決定過程への共同参画

3-1 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の展開方向

- 1 審議会・委員会等への女性の参画促進
- 2 女性の登用・人材育成
- 3 女性の人材情報の収集・提供

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|---------------------------------|---|-------|
| 石岡市女性人材登録制度 | 市内在住・勤務の18歳以上の女性に「名簿」に登録してもらい、市の審議会・委員会における選考に利用する。 | 政策企画課 |
| 市地域防災計画上の位置付け（女性の参画拡大） | 阪神・淡路大震災や東日本大震災などの災害経験から、女性のニーズなどを踏まえた予防、復旧、復興対策等が行われなかつたことの問題もあったことから、災害予防、災害復旧などについて、女性の視点を取り入れた対策などを、現在作成している市地域防災計画書の中に盛り込んで行く。 | 防災対策課 |
| 【再掲】 男女共同参画セミナー | 市民を対象に、各分野から男女共同参画推進のテーマに沿った講師を招き、セミナーを開催する。 | 政策企画課 |
| 【再掲】 県海外派遣事業「ハーモニーフライト」参加者募集 | 県が主催する、人材育成を目的とした女性の海外派遣事業に参加する市民を募集する。 | 政策企画課 |
| 【再掲】 チャレンジ支援 | 女性の様々な分野へのチャレンジに対する支援について、情報の提供や、身近な事例の収集・紹介により、意識啓発に努めるとともに、県女性プラザ男女共同参画支援室や（財）21世紀職業財団等の関係機関と連携し、相談体制を整備する。 | 政策企画課 |
| 【再掲】 国・県の啓発事業との連携 | 国の「男女共同参画週間」、県の「男女共同参画推進月間」に合わせ、集中的に啓発活動を行う。 | 政策企画課 |

3-2 あらゆる分野における女性の参画拡大(女性のチャレンジ支援)

施策の展開方向

- 1 チャレンジ支援のための情報収集・提供
- 2 チャレンジする人への相談機能の充実
- 3 チャレンジモデルの提供

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|---------------------------------|---|-------|
| 石岡市防災訓練 | 石岡市防災訓練を開催する中で、積極的に女性団体の参加を促し、女性の視点からの防災について内容の充実を図っていく。 | 防災対策課 |
| 【再掲】 男女共同参画セミナー | 市民を対象に、各分野から男女共同参画推進のテーマに沿った講師を招き、セミナーを開催する。 | 政策企画課 |
| 【再掲】 広報誌による啓発 | 毎月1回、市の広報誌「広報いしおか」に「ハーモニーコーナー」を設け、男女共同参画に関することや、市の施策、国・県事業の情報を提供する。 | 政策企画課 |
| 【再掲】 県海外派遣事業「ハーモニーフライト」参加者募集 | 県が主催する、人材育成を目的とした女性の海外派遣事業に参加する市民を募集する。 | 政策企画課 |
| 【再掲】 チャレンジ支援 | 女性の様々な分野へのチャレンジに対する支援について、情報の提供や、身近な事例の収集・紹介により、意識啓発に努めるとともに、県女性プラザ男女共同参画支援室や(財)21世紀職業財団等の関係機関と連携し、相談体制を整備する。 | 政策企画課 |

基本目標4 職場での平等、家庭や地域での生活と仕事の両立

4-1 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

施策の展開方向

- 1 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進
- 2 仕事と子育て・介護等との両立支援策の推進
- 3 地域活動への男女共同参画の促進

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|--------------------------|--|--------|
| マタニティスクール及び パパ・ママスクール | 妊娠が妊娠中の栄養指導、赤ちゃんの沐浴指導、母乳指導等、他の妊娠婦との交流を通して妊娠中の不安を取り除く。また妊娠中の不安、子育てに対する不安の解消と子育ては母親だけのものではなく、お互い協力し合うことが重要であることから父親の参加も促す。 | 健康増進課 |
| 家族介護支援事業 | 介護に関する意識啓発や介護知識・介護技術の普及などにより、高齢者を社会全体で支える環境を整える。(家族介護者等交流会) | 高齢福祉課 |
| 【再掲】 広報誌による啓発 | 毎月1回、市の広報誌「広報いしおか」に「ハーモニーコーナー」を設け、男女共同参画に関することや、市の施策、国・県事業の情報を提供する。 | 政策企画課 |
| すこやか保育応援事業 | 就学前の子ども2人以上を持つ世帯における3歳未満児の保育料を支援する。 | こども福祉課 |
| 介護認定審査事業 | 介護保険の要介護又は要支援認定を行うための調査及び審査を行う。 | 介護保険室 |
| 介護サービス支給事業 | 要支援認定者が介護保険におけるサービス給付を受けた際の費用を給付する。 | 介護保険室 |
| 介護予防サービス支給事業 | 要支援認定者が介護保険における予防サービス給付を受けた際の費用を給付する。 | 介護保険室 |
| 高額介護サービス支給事業 | 介護・予防サービス利用者が負担する自己負担の一定額を超えた場合の補助的な費用を給付する。 | 介護保険室 |

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|-------------------|---|--------|
| 特定入所者介護サービス等支給事業 | 低所得の介護保険施設入所者が負担する食費及び居住費の自己負担の補助的な費用を給付する。 | 介護保険室 |
| 市町村特別給付事業 | 要介護3以上の在宅で介護を受けている方が、自宅において隔月で訪問の理美容サービスを受けた際の補助的な費用を給付する。 | 介護保険室 |
| 4か月児未満全戸訪問 | 4か月児未満の乳児がいる家庭へ全戸訪問し、育児に対する不安、子育てに関する情報提供又は発育状況を把握する。 | 健康増進課 |
| 子育て電話相談・メール相談 | 乳幼児の育児のことでの不安なこと・解らないことについて働いている母親でもしやすいように、電話・メールで受けている。 | 健康増進課 |
| 乳幼児健康診査 | 4か月児健診・1歳6か月健診・2歳児母子歯科健診・3歳児健診を行い乳幼児の健康管理に努める。 | 健康増進課 |
| 乳幼児健診後のフォローカラーチーム | コアラ・パンダ・のびのび・きりん教室。ことば、行動面、成長発達のことで気になることがある幼児に対し専門の指導員が遊びを通して指導する。 | 健康増進課 |
| ひとり親世帯入学祝品 | 母子・父子等世帯を対象に新年度小学校入学児童に祝品を贈呈する。 | こども福祉課 |
| 家庭相談事業 | 家庭相談員を配置し、児童相談所と連携しながら、いじめや不登校、発達の遅れ等、子どもを取り巻く様々な問題に対し悩みを持つ家庭の相談に応じる。 | こども福祉課 |
| 子育て支援体制整備事業 | 3歳未満児について個別的な指導計画の作成を行い、充実した低年齢児保育を行うため、失業者を保育士等保育従事者として雇用する。 | こども福祉課 |
| 児童虐待防止の推進 | 児童虐待に関する緊急事態への迅速な対応と充実を図るために、児童相談所や関係機関と協力し訪問及び相談を行う。 | こども福祉課 |
| 児童健全育成事業 | 施設を提供し、また集会所等の施設において集団保育等を行うもの（市内の認可外保育施設）に対し、補助金を交付する。 | こども福祉課 |

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|---------------|---|--------|
| 次世代育成支援対策事業 | 一時預かり、地域子育て支援センター、地域活動を実施する保育所に対し、補助を行う。 | こども福祉課 |
| 障害児保育事業 | 障害児を受け入れる認可保育所に対し補助を行い、障害児の受入を実施する保育園の増加を図る。 | こども福祉課 |
| 第3子以降の保育料の軽減 | 第3子以降の児童の保育料について、無料化または軽減することにより、子育て家庭の経済的負担を軽くして、子どもを生み育てやすい環境づくりを進める。 | こども福祉課 |
| 特別保育事業 | 延長保育、休日保育等を実施する保育所に対し、運営経費の補助を行う。 | こども福祉課 |
| 病後児保育事業 | 医療機関等に委託し、病気が回復期にある子どもを預かる病後児保育を実施する。 | こども福祉課 |
| 保育委託事業 | 就労等により昼間家庭で保育のできない児童を民間保育所に委託保育を実施する。 | こども福祉課 |
| 母子家庭等に関する自立支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・自立と子育てを支援する施策の充実 ・母子自立支援員等の設置 母子等の自立に関する相談を受けるための相談員設置。 | こども福祉課 |
| 母子寡婦福祉資金 | こどものいる母子家庭や寡婦家庭に対し、事業開始資金や就学資金などを無利子又は低利で融資する制度について、制度の周知により対象者の利用促進を図る。 | こども福祉課 |
| 民間保育所運営改善事業 | 民間の認可保育所に対し、入所人数及び職員数により運営費の一部の補助を行い、運営改善を図る。 | こども福祉課 |
| 次世代育成支援対策 | 市職員が仕事と子育ての両立ができるようにするために、妊娠中及び出産後における配慮や、子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進、家族で参加できる互助会事業や、レジャー施設の提携などを実施する | 総務課 |
| ひとり親家庭医療費助成事業 | ひとり親家庭に係る医療費について助成する。（自己負担・所得制限あり） | 保険年金課 |

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----------------|---|-------|
| 小児医療費助成事業 | 乳児から小学3年生に係る医療費について助成する。(自己負担・所得制限あり) | 保険年金課 |
| 第3子以降児童医療費助成事業 | 小学4年生から6年生までの児童の入院・外来に係る医療費について助成する。(自己負担・所得制限あり) | 保険年金課 |
| 特例児童生徒医療費助成事業 | 小学4年生から中学生の入院に係る医療費について助成する。(自己負担・所得制限あり) | 保険年金課 |
| 石岡市ごみ処理対策推進協議会 | ごみの減量化及び資源化を推進し、生活環境の保全に資することを目的とし調査研究等を行う。 | 生活環境課 |

4-2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の展開方向

- 1 男女雇用機会均等の推進
- 2 ポジティブ・アクションの推進
- 3 女性の能力発揮、再就職支援

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|--------------------|---|----------------|
| 両立できる労働環境の整備促進 | 茨城労働局、(財)21世紀職業財団等が行う助成事業等の情報を提供し、育児を行う労働者が就業を継続できるための環境整備について企業等に働きかける。 | 政策企画課 商工観光課 |
| 【再掲】 男女共同参画セミナー | 市民を対象に、各分野から男女共同参画推進のテーマに沿った講師を招き、セミナーを開催する。 | 政策企画課 |
| 【再掲】 広報誌による啓発 | 毎月1回、市の広報誌「広報いしおか」に「ハーモニーコーナー」を設け、男女共同参画に関することや、市の施策、国・県事業の情報を提供する。 | 政策企画課 |
| 就職支援事業 | 石岡市・小美玉市が合同で、石岡地区雇用対策協議会とハローワーク石岡の協力を得て、就職面接会・企業説明会の実施、情報の提供を行う。 | 商工観光課 |
| 再就職支援情報等の提供 | いばらき就職支援センターや(財)21世紀職業財団等の関係機関と連携し、キャリアカウセリングや、職業訓練・職業紹介等の情報を提供する。 | 政策企画課 商工観光課 |
| 【再掲】 チャレンジ支援 | 女性の様々な分野へのチャレンジに対する支援について、情報の提供や、身近な事例の収集・紹介により、意識啓発に努めるとともに、県女性プラザ男女共同参画支援室や(財)21世紀職業財団等の関係機関と連携し、相談体制を整備する。 | 政策企画課 |

4-3 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

施策の展開方向

- 1 介護保険制度等の適切な運用
- 2 高齢者・障害者の自立した生活の支援
- 3 高齢者虐待の防止

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|--------------------------|--|-------|
| 在宅介護支援センター委託事業 | 在宅の高齢者に対し、介護等に関する相談や各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう、実態把握及び生活機能基本チェックとともに委託している。 | 高齢福祉課 |
| 介護用品支援事業 | 要介護度1～5のおむつを常時使用している在宅非課税世帯に属する高齢者に対し、紙おむつ購入費用の助成を行う。 | 高齢福祉課 |
| 【再掲】 介護認定審査事業 | 介護保険の要介護又は要支援認定を行うための調査及び審査を行う | 介護保険室 |
| 【再掲】 介護サービス支給事業 | 要支援認定者が介護保険における予防サービス給付を受けた際の費用を給付する。 | 介護保険室 |
| 【再掲】 介護予防サービス支給事業 | 要支援認定者が介護保険における予防サービス給付を受けた際の費用を給付する。 | 介護保険室 |
| 【再掲】 高額介護サービス支給事業 | 介護・予防サービス利用者が負担する自己負担の一定額を超えた場合の補助的な費用を給付する。 | 介護保険室 |
| 【再掲】 特定入所者介護サービス等支給事業 | 低所得の介護保険施設入所者が負担する食費及び居住費の自己負担の補助的な費用を給付する。 | 介護保険室 |
| 地域包括支援センター運営事業 | 高齢者が住み慣れた地域の中で、暮らし続けられるよう、継続的・包括的に支援していく事を目的とした事業。高齢者の総合相談窓口・各種サービスの情報提供・介護予防対策等を行う。 | 高齢福祉課 |

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| 認知症・高齢者対策事業 | 認知症に対する理解や対応方法の研修及び徘徊時の早期発見のためのネットワーク形成。 (認知症介護研修会・認知症にやさしいネットワーク会議) | 高齢福祉課 |
| 介護予防事業 | 介護予防対策としての各種の事業。 二次予防事業施策・一次予防事業施策・各種会議・講演会・研修会・各種委託事業 | 高齢福祉課 |
| 高齢者等支援事業 | 高齢者に社会参加促進と、健康・いきがいづくり促進のための支援を行う。(老人クラブ・老人クラブ連合会への補助。高齢者ふれあいの家運営経費の補助。健康農園・広場の提供) | 高齢福祉課 |
| 高齢者福祉団体助成事業 | 就業を通じて高年齢者の生きがいの充実と社会参加促進のため、高年齢者に臨時的、短期的に就業機会を提供するシルバー人材センターの経費について補助金を交付する。 | 高齢福祉課 |
| 在宅老人サービス事業 | 在宅高齢者等が安心して自立した生活を営めるように、緊急通報システムや在宅の徘徊高齢者の家族に対し、位置情報端末機の貸与、愛の定期便等の在宅支援を行う。 | 高齢福祉課 |
| 生活管理指導短期宿泊事業 | 基本的生活習慣の欠如等により、日常生活に困難が生じている高齢者に対し、特別養護老人ホームに短期宿泊することで生活習慣等の改善を行い、日常生活を営めるように支援する。 | 高齢福祉課 |
| 通所型介護予防事業 | 在宅の高齢者に対し、通所による各種サービスを行い、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ることで、要介護・要支援への進行を予防する。 | 高齢福祉課 |
| 配食サービス事業 | ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯で、身体的精神的な理由から調理等に支障のある高齢者に対し、昼食を配達することで、在宅での自立の援助と安否確認を行う。 | 高齢福祉課 |

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----------------|---|-------|
| 自立支援医療費の給付 | <p>身体障がい者等に対して、その障がい等の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療費の給付を行う（更生医療、育成医療）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工透析、人口股関節置換術、心臓バイパス術等 | 社会福祉課 |
| 障害児・者補装具の給付 | <p>障がい者等の身体的機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの等で、義肢、装具、車いす等の補装具等（購入費、修理費）を給付する。</p> | 社会福祉課 |
| 障害者自立支援給付 | <p>障がいの種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）にかかわらず、個々の障がいのある方々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、次に掲げる「障害福祉サービス」を個別に支給決定し、給付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付（居宅介護、短期入所、生活介護等） ・訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等） | 社会福祉課 |
| 障害者住宅整備支援事業 | <p>障がい者が在宅における日常生活を送る上で必要な障がい者向けの住宅を新築、増改築、改造する場合に必要な資金の一部貸付を行う。</p> | 社会福祉課 |
| 障害者地域生活支援事業 | <p>障がいのある方が、その有する能力や適正に応じ、地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、次に掲げる事業を市が実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業 | 社会福祉課 |
| 重度心身障害者医療費助成事業 | <p>重度心身障害者に係る医療費について助成する。（所得制限あり）</p> | 保険年金課 |

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|---------------|---|--------|
| 特定健康診査等事業 | 国民健康保険の40歳から74歳までの被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍を減少させる。また、75歳以上を対象として、後期高齢者医療制度に基づき、高齢者に対する健康保持増進のため健康診査を実施する。 | 保険年金課 |
| 石岡駅周辺整備事業 | J R 石岡駅周辺地域において、駅舎の橋上化整備と一体となった駅前広場拡張整備やバリアフリー化整備等を行い、交通結節点における円滑な交通処理と安全性向上などの強化を図り、社会基盤の整備を推進する。 | 駅周辺整備室 |
| 高齢者虐待防止対策推進事業 | 高齢者虐待防止や人権擁護を目的としたネットワーク形成及び低所得者への成年後見制度利用支援。 (高齢者虐待防止ネットワーク会議) | 高齢福祉課 |

4-4 生涯を通じた女性の健康支援

施策の展開方向

- 1 女性の健康管理・保持増進
- 2 妊娠・出産等に関する健康支援
- 3 性感染症の予防等に対する知識の普及・教育

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----------------------------------|--|-------|
| 子宮がん・乳がん検診 | 集団又は指定医療機関において市民を対象に検診を行う。 | 健康増進課 |
| 石岡市食生活改善推進員連絡協議会 | 石岡地区、八郷地区に分かれ、健康食の普及と、各行事に参加し安全な食品と生活習慣病にならないための食生活の指導を行う。 | 健康増進課 |
| 【再掲】 石岡市食生活改善事業 | 石岡地区、八郷地区の食生活改善推進員が市から委託をうけ、消費生活展、良い食生活をすすめるためのグループ講習会、茨城の郷土料理普及、親子の食育教室等の活動を行う。 | 健康増進課 |
| 妊婦・乳児医療機関健康診査 | 妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要とされる平均14回の妊婦健診費用及び1歳未満の乳児に対して2回の健診費用について公費負担を行う。 | 健康増進課 |
| 不妊治療費助成 | 1年度あたり5万円を限度に通算5年間補助。小子化対策の一環として特定不妊治療をしている方に補助を行う。茨城県不妊治療費補助事業の交付を受けている等の要件を満たしていることが条件。 | 健康増進課 |
| 妊娠婦医療費助成事業 | 妊娠婦に係る医療費（原則、産科・婦人科受診のみ）について助成する。（自己負担・所得制限あり） | 保険年金課 |
| 【再掲】 マタニティスクール及び パパ・ママスクール | 妊婦が妊娠中の栄養、赤ちゃんの沐浴指導、母乳指導等、他の妊娠婦との交流を通して妊娠中の不安を取り除く。また妊娠中の不安、子育てに対する不安の解消と子育ては母親だけのものではなく、お互い協力し合うことが重要であることから父親の参加も促す。 | 健康増進課 |

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----------------|--|----------------|
| 学校教育における性教育の充実 | 外部講師による講演会や保健師の健康教育等、関係機関と連携し、それぞれの発達段階に応じて、性感染症予防等を含めた性教育を行う。 | 教育総務課 健康増進課 |

基本目標5 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

5-1 男女共同参画社会実現に向けた国際的協調の推進

施策の展開方向

- 1 国際的動向の把握と情報提供
- 2 国際的動向を踏まえた施策の展開

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|---------------------------------|--|-------|
| 世界の動向の情報提供 | 「広報いしおか」のハーモニーコーナーや、ホームページなどで、国際的な男女共同参画の動きや、世界の中の日本の位置づけなどの情報を提供する。 | 政策企画課 |
| 【再掲】 県海外派遣事業「ハーモニーフライト」参加者募集 | 県が主催する、人材育成を目的とした女性の海外派遣事業に参加する市民を募集する。 | 政策企画課 |

5-2 外国籍市民との交流・共生の推進

施策の展開方向

- 1 国際交流の推進
- 2 国際理解教育の推進
- 3 外国人が暮らしやすい環境の整備

| 事業 | 事業概要 | 担当課 |
|----------------------|---|-------|
| 国際交流施策推進事業補助金 | 国際交流の推進に資する事業を実施する民間団体に対し補助金を交付する。 | 政策企画課 |
| 語学指導事業 | 中学校の英語教育及び小学校における国際理解教育や英語活動の充実を図るため、市内中学校に英語指導助手(AET)を派遣する。 | 教育総務課 |
| 市地域防災計画上の位置付け (国際交流) | 市地域防災計画書に、外国人相談窓口や語学ボランティアとの協力体制整備など、災害時の外国人に対する安全確保対策を盛り込む。 | 防災対策課 |
| 外国籍市民向けの市民便利帳の作成 | 外国籍市民向けに、生活するうえで必要な行政サービス等について、英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語での案内書を作成する。 | 政策企画課 |